

令和4年度税制改正に関する意見

2021年9月15日
日本商工会議所

基本的な考え方

(コロナ禍で中小企業はかつてない危機的状況に直面。当分の間、ウィズコロナは続く)

1年半を超えるコロナ禍は未だ収束の目途が立たない。緊急事態宣言等の発令・延長が繰り返され、政府の活動制約要請により、地域経済を支え、地域の雇用の受け皿となっている中小企業は先の見通せない不安定な経営を強いられている。8月の商工会議所早期景気観測調査結果（以下、LOBO調査結果）では、依然として6割を超える中小企業が、コロナ禍が自社の経営にマイナスの影響を及ぼしているとしており、うち約44%の企業で3割以上の売上減少が継続し、過剰債務で危機的状況に直面している。特に人流抑制の影響を受ける飲食業、宿泊業、運輸業、観光業等は元々固定費負担が重く、売上減が利益減に直結する業種であり、コロナ禍による減収で事業継続への努力は既に限界を超えている。

こうした厳しい環境下においても、LOBO調査結果では、従業員の人員整理を検討・実施する中小企業は約6%にとどまる等、中小企業は、政府施策を最大限活用し、雇用維持に必死に取り組んでいる。しかし、今後、最低賃金の大幅な引上げや被用者保険の適用拡大による社会保険料の上昇等、さらなる負担増が見込まれるなか、経営者の心が折れ、倒産・廃業が急増し、地域における事業と雇用が失われることを強く懸念している。

(ワクチン効果を踏まえた成長戦略の下、地域や中小企業の挑戦へ大胆かつ強力な支援を)

中小企業等がコロナ禍を克服し、再び事業活動を活性化させ、地域における事業と雇用の維持を果たしていくためには、感染拡大防止と社会経済活動の両立環境の整備が必要である。政府は責任をもって、ワクチン接種を加速化させ、ワクチン効果を踏まえた、社会経済活動の正常化への具体的なロードマップと、国民および困窮する地域経済や中小企業が将来に希望を持てる成長戦略を早急に示し、地域や中小企業の挑戦を税制面からも大胆かつ強力に支援し、推進していくことが必要である。特に、社会経済活動の本格的な再開に向け、危機的状況に直面する飲食業、宿泊業、運輸業、観光業等の再活性化を進めるためには、需要・消費意欲を大胆に喚起するとともに、中小企業の財務基盤の強化と成長資金を生み出すための固定費の負担軽減に向けた支援が必要である。また、ポストコロナに向けた、ビジネスモデルの転換やイノベーションの創出、生産性向上、DX推進等への中小企業の果敢なチャレンジを強力に後押ししていくことも不可欠である。

(「中小企業の事業継続・雇用維持」と「ビジネス変革等の挑戦」への強力な税制支援を)

税制改正は、ポストコロナに向けた成長戦略への国民や事業者の行動変容を促す重要な意味を持っている。政府・与党におかれては、本税制改正を通じ、「コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持」と「ポストコロナへのビジネス変革等の挑戦」を強力に後押しし、企業の繁栄、地域の再生、日本の成長の同時実現を果たしていただきたい。特に、地域の生産、雇用、消費、コミュニティを支える中小企業の活力強化が重要である。

また、次のパンデミックに備えるためにも、国全体のレジリエンスの強化が必要である。コロナ政策対応のため、当分の間は歳出拡大局面が続くことが想定されるが、財政健全化は、潜在成長率を底上げする成長戦略の下、安易な増税によらず、イノベーションや生産性向上等への挑戦支援により持続的な経済成長を実現するとともに、社会保障制度改革等による歳出削減への不断の取り組みにより実現していくことが必要である。

【目次】

基本的な考え方	…	1
I. コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持を後押しする税制		
1. コロナ禍で蒸発した飲食需要等の喚起	…	3
2. 中小企業等の事業継続・雇用維持	…	4
3. 事業再生・再編の後押し	…	6
II. ポストコロナへのビジネス変革等の挑戦を後押しする税制		
1. 中小企業等の活力強化	…	8
2. 地方創生の実現と内需の拡大	…	12
3. 人材の確保・定着	…	18
4. 中小企業の国際化支援	…	19
III. 消費税インボイス制度への対応等		
1. 消費税インボイス制度の導入凍結および中小企業のデジタル化促進	…	20
2. 消費税制度の見直し	…	21
IV. 円滑な事業承継の実現に資する税制		
1. 事業承継税制の利用促進に向けた制度の改善	…	21
2. 事業承継の円滑化に資する税制措置	…	24
V. わが国のビジネス環境整備等に資する税制		
1. デジタル化への環境整備	…	27
2. 納税環境整備・納税協力負担の軽減	…	28
3. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対	…	30
VI. 女性の活躍促進、子育て世代への支援拡充に資する税制等	…	33
VII. 国際的な法人税の見直しへの対応	…	35
VIII. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制	…	35

I. コロナ禍で困窮する中小企業等の事業継続・雇用維持を後押しする税制

1. コロナ禍で蒸発した飲食需要等の喚起

(1) コロナ禍による活動制約で困窮する飲食事業者等の救済に向けた交際費課税の見直し

企業の交際費は 1992 年度の約 6 兆円をピークに、バブル崩壊後の経済の低迷、それに伴う企業の営業活動停滞の影響等により、2011 年度には 3 兆円を切る水準まで低下したが、その後、アベノミクスによる景気回復、それに伴う企業の営業活動の活性化により、2019 年度には約 4 兆円にまで増加した。

しかしながら、昨年から、政府による外出自粛や飲食の場への活動制約の要請により、個人需要は蒸発し、企業の事業推進に係る飲食を中心とした法人需要も現状ほぼ止まっている。地域の飲食事業者等は、売上が蒸発するなか、事業継続に必要な固定費負担に苦しみながらも度重なる休業や時短要請に必死に応えているが、借入増による過剰債務が常態化し、先の売上が見込めない状態がこのまま続けば、経営者の心が折れて倒産・廃業の急増が現実のものとなる。

地域の飲食店等の倒産・廃業が増加すると、地域経済の停滞、地域コミュニティの消失のほか、国際的にも評価の高い日本の食の魅力が大いに低下する恐れがある。日本の食は美味しく、ヘルシー、安全で、世界中で高く評価されており、インバウンド観光客が日本に来る目的の一つが日本の食である。地域に欠かせない観光資源である日本の食を、インバウンドが回復するまでの間維持することができなければ、日本経済、特に地域経済にとって大きな損失である。

今後、ワクチン接種が広がったとしても、企業はコロナ感染への不安・警戒感があり、飲食支出に慎重な姿勢を続けることが予想されるため、税制による後押しで飲食を中心とした法人需要を喚起し、コロナ禍で収縮・停滞した地域経済を一気に回復させる必要がある。また、国の厳しい財政状況に鑑みれば、民間資金、特に法人の資金を活用することは有意義である。飲食事業者や業種組合からも、需要を喚起するための税制措置を望む声があがっているところである。

こうした観点から、交際費課税については、現行の特例措置（中小法人は 800 万円までの全額損金算入等が可能）の延長はもちろんのこと、コロナ対策として、ワクチンの接種率が一定程度に達した時点から、事業者に対する活動制限の緩和とあわせて、一定の期間、課税を停止する（全額損金算入を認める）こと等を含め、抜本的に見直すべきである。特に、感染対策で店内の人数や時間等の制限を課せられている飲食事業者等の事業継続には、客単価の引上げによる付加価値向上が不可欠であり、現状 1 人あたり 5 千円以下とされる交際費として課税されない飲食費の上限については、1 万円程度に引上げられたい。

なお、交際費課税は元々、冗費・濫費の抑制と企業の資本蓄積のため、1954 年に導入されたものであり、60 年以上経った現在、その導入目的は既に果たされているとの指摘もある。したがって少なくとも、政策目的として現在でも合理的か、その目的を達成する手段として適切なのかを改めて精査すべきである。

(2) 個人による飲食需要の喚起に向けた外食費控除（仮称）の創設

上述のとおり、地域の飲食店を支援することで、地域に欠かせない観光資源である日本の食を維持し、日本経済、地域経済の成長を図ることは何より重要であり、そのためには法人のみならず、個人の飲食需要の喚起に向け、個人に対する思い切った税制上のインセンティブを講じる必要がある。

このため、現行の医療費控除に倣い、個人が確定申告により、一定額（年間 10 万円等）を超える部分の外食費を所得税の課税所得から控除する「外食費控除（仮称）」を創設すべきである。

(3) 地域の観光需要の喚起に向けたワーケーション促進税制（仮称）の創設

近年、リゾート地や温泉地等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うワーケーションの取り組みが注目されている。ワーケーションは、送り手となる企業にとっては有給休暇の取得促進、企業イメージの向上による人材確保、従業員にとっては働き方の選択肢の増加、新たな出会いやアイデアの創出といったメリットがある。他方、受入側の地域にとっては交流人口や関係人口の増加、平日における旅行需要の創出といったメリットのほか、コロナ禍で経済的苦境にあえぐ地域の旅館・ホテルをはじめ観光業の売上増による地域経済の活性化が期待できる。

こうした観点から、個人が確定申告により、ワーケーションに係る費用のうち一定額を超える部分を所得税の課税所得から控除する、もしくは、企業がワーケーションに係る経費を負担した場合、その一定割合について法人税の税額控除を行うといった「ワーケーション促進税制（仮称）」を創設し、企業によるワーケーションの取り組みを大いに進めるべきである。

あわせて、企業がワーケーションに係る費用を支出した際の税務上の取り扱いを明確にすることも必要である。

2. 中小企業等の事業継続・雇用維持

(1) 土地に係る固定資産税の据置き措置の継続

コロナ禍前の地価の高騰により、来年度は多くの土地で固定資産税負担の増加が予想されるが、一方でコロナ禍以降、特にインバウンドが消失した地域等は、地価が大きく下落している。

また、そもそも固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、コロナ禍に加えて、最低賃金の引上げで大きなダメージを受ける中小企業にとって、事業継続や雇用維持の大きな阻害要因となっている。

こうした状況を踏まえ、土地に係る固定資産税については、令和3年度に講じられている据置き措置を来年度も継続すべきである。

(2) コロナ禍の影響を受けた事業者に対する固定資産税・都市計画税・事業所税の減免

コロナ禍で大きなダメージを受ける中小企業を支援するため、コロナ禍の影響により売上が一定程度減少した中小企業等に対する、事業用家屋および償却資産に係る固定資

産税・都市計画税の減免措置については、来年度も継続すべきである。

また、売上が一定程度減少した事業者や赤字企業に対し、土地等に係る固定資産税や事業所税等を減免する措置を創設すべきである。

さらに、中小テナントの家賃等を猶予・減免する取り組みを支援するため、中小企業の家賃等を猶予・減免した事業者に対する固定資産税の減免措置を創設すべきである。

(3) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で、大きな減収・減益を負った中小企業が平時の経営状態に戻るには、10年間では不十分との声がある。

このため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

(4) 欠損金の繰戻し還付の対象期間の拡充

上述のとおり、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で売上が立たず、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多い。資金繰り支援として有効な繰戻し還付制度は、現状、1事業年度しか遡ることができず、コロナ禍の影響が小さい2019年度は既に2年度前であり不十分との声がある。

他方、新型コロナの影響による損失が災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象とされており、同制度の対象期間は2事業年度となっているが、対象となる損失が飲食業者等の食材の廃棄損や施設・備品等を消毒するために支出した費用等に限定され、対象とならないケースが多い。

このため、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度（2事業年度以上）に拡充すべきである。

(5) 地方税における繰戻し還付制度の創設

上述のとおり、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で売上が立たず、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多いことから、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、地方税（事業税・法人住民税）における繰戻し還付制度を新たに創設すべきである。

(6) 納税猶予に係る延滞税の免除

コロナ禍による売上減少の影響で資金繰りに困窮する事業者への支援のため、納税猶予に係る延滞税を免除する特例措置が2020年4月に始まったが、同特例は2021年2月に終了した。しかしながらその後も、コロナ禍は収束の目途がつかないどころか、緊急事態宣言等が幾度となく発令され、売上が立たず、資金繰りに困窮する中小企業が相次いでいる。

このため、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、納税猶予に係る延滞税を免除する措置を再度講じるべきである。

3. 事業再生・再編の後押し

(1) 中小企業版私的整理ガイドラインの策定と同ガイドラインに基づく私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で業況が悪化し、過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。このため、「中小企業版私的整理ガイドライン」を早期に策定し、民間における事業再生支援の基盤づくりを進めていくべきである。

そのうえで、同ガイドラインに基づく私的整理を企業再生税制の対象とするとともに、同ガイドラインおよび「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

(2) 企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

(3) 協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

(4) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、2013年4月1日から2022年3月31日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、2009年12月4日から2016年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

あわせて、再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、第二会社方式および東日本大震災における二重ローン問題への対応として被災事業者の震災前債権を買取り、事業再生に向けて支援する「産業復興機構」でも本特例措置を使えるようにすること等、適用対象を拡充すべきである。

(5) 協議会関与の下でのサービサーによる債権の買取りに係る債務免除益の繰延べ

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰延べ、再生計画期間後5年間等一定期間で均等額以上を益金に算入する等の措置を講ずべきである。

(6) 青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

(7) 保証債務を履行するために土地建物等を譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

(8) 固定資産税の軽減

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

(9) 経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後1年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第9条（非課税所得）第1項第10号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

(10) 事業承継・引継ぎ支援センター等を利用した事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例措置の創設

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業承継・引継ぎ支援センター等非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

(11) 計画期間中の納付税額の軽減および延滞税の免除

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用について、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要せずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除することにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

(12) 特別清算による債権の切り捨てに係る貸倒損失の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って第二会社方式による再生計画が策定された場合において、個別和解型の特別清算により旧会社を清算するときは、特別清算で切り捨てられる金銭債権については、協定型の特別清算に係る債務免除と同様に、法人税基本通達 9-6-1(2)に該当する貸し倒れの事実が生じたものとして、貸倒損失による損金算入を認めるべきである。

Ⅱ. ポストコロナへのビジネス変革等の挑戦を後押しする税制

1. 中小企業等の活力強化

(1) デジタル投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約 59 万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

特に、感染拡大防止に向けた設備導入（非接触型体温測定器、空気清浄機、パーティション等）やテレワーク環境の整備（テレワーク用機器等）のほか、デジタルツールを使ったビジネスへの転換等に必要なデジタル機器（パソコン、ソフトウェア等）等、中小企業におけるコロナ禍への対応として使い勝手が良く、ニーズは高い。

一方で、例えば、動画や 3D データを編集・加工する際に必要となるパソコンの購入等、現行の対象資産の限度額（30 万円未満）では収まらないケースや、会社全体でデジタル化を進めようとする、取得合計額の上限（300 万円）を超えてしまうケースも多い。

このため、中小企業におけるデジタル投資促進の観点から、現行の対象資産の限度額（30 万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（300 万円）の引上げを行ったうえで、同特例を本則化すべきである。

(2) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30 万円）と地方税（固定資産税（20 万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであ

るが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(3) 業績連動給与の同族会社への適用

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の3類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3カ月以内に限られ、3カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

(4) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

これまでの税制改正において、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、建物等の法定耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、建物等に対する法定耐用年数の短縮について柔軟に認めるべきである。

(5) 「パートナーシップ構築宣言」に登録した企業に対する税制上のインセンティブの付与

取引条件のしわ寄せ防止等による適正な取引価格を実現するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し、2020年6月に創設された「パートナーシップ構築宣言」は、1年あまりで1,400社を超える企業による宣言へと拡大した。

一方、コロナ禍によって経営に甚大な影響を受けた企業からは、依然、今後の取引条件へのしわ寄せ等を懸念する声が寄せられており、ポストコロナを見据えたビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠であり、そのた

めにも、同宣言を普及していく意義は極めて大きい。

政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等のインセンティブが付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与することを検討すべきである。

(6) 起業・創業の促進に資する税制措置

① 創業後5年間の法人税の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

② 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

(7) 中小企業のデジタル化促進に向けた税制措置の創設・拡充

かねてより、中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つとされており、中小企業がバックオフィス業務をデジタル化するための投資を促す施策が求められているところである。

一方、中小企業が行うことができるデジタル化投資としては、クラウドシステムの利用やRPAの導入等が多いが、それらは一般的には全額損金算入可能なものであり、現在の中小企業投資促進税制等の対象とならないものが多い。

中小企業のDXを推進する観点から、中小企業が行うデジタル化投資について、全額損金算入に加え、支出額の一定割合を税額控除できるといった税制措置を創設するとともに、デジタル化投資を促進するための既存の税制措置の拡充等を講じるべきである。

(8) 「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長

中小企業が事業承継を検討する際、多くの企業が親族内承継や従業員承継を検討するが、経営者保証の引継ぎへの不安や、家業にとらわれない職業選択等から後継者を確保できず、近年、第三者承継を検討する企業も増加している。

一方で、事業を譲り受ける側においては、引き継いだ事業を安定化させ、経営力を強化していく必要があるが、土地・建物の取得に係る登録免許税や不動産取得税のコストが資金繰りを悪化させている。このため、「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置について、適用期限を延長すべきである。

(9) オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

ポストコロナを見据えたビジネス変革を推進し、わが国企業の競争力を強化していくためには、新たな付加価値の創出に向け、企業の規模・系列等を越えた連携が不可欠であるが、わが国のオープンイノベーションへの取り組みは欧米諸国に比べて遅れている。

特に、スタートアップ企業は、資金や人材、販路に乏しく、単独で新たな事業を立ち上げることが困難であることから、オープンイノベーションの加速化には、スタートアップ企業と事業会社等との関係構築・連携強化が重要である。

このため、今年度末で期限を迎えるオープンイノベーション促進税制の適用期限を延長するとともに、オープンイノベーションのさらなる促進の観点から、適用対象の拡充等の措置を講じるべきである。

(10) 企業のデジタル化を後押しする 5G 導入促進税制の延長

次世代通信規格「5G」は、超高速、超低遅延、多数同時接続という特徴を持ち、IoT・AIの利用等、企業のデジタル化を支える重要な通信インフラとなっている。

また、通信事業者以外の様々な主体が自ら構築する「ローカル 5G」は、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業等が柔軟に構築・利用できるものであり、その活用が広がりつつある。

このため、ローカル 5G 基地局および全国 5G 基地局の設置をさらに促進する観点から、今年度末で期限を迎える 5G 導入促進税制について、適用期限を延長すべきである。

(11) 産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援等事業計画」における特定創業等支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長すべきである。

(12) 研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

(13) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

(14) 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成 29 年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去 3 年平均）が 15 億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、

経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。

このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

2. 地方創生の実現と内需の拡大

(1) 地方拠点強化税制の延長・拡充

働き方改革の流れを受け、企業が人材確保のため、地方拠点における社員寮等福利厚生施設を充実・強化する動きが活発化している。しかし、現行の地方拠点強化税制（オフィス減税）の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。同税制の活用企業を増やし、地方創生の動きを加速させるためにも、同税制の対象設備に福利厚生施設を追加したうえで、適用期限を延長すべきである。

あわせて、より小規模な都市への移転の動きを加速させる観点から、移転先の人口に応じて控除額や控除率を増やすといった措置を講じることも検討すべきである。

(2) 地域商工業者を応援するクラウドファンディングの活用促進

コロナ禍の影響により、地域のにぎわいや交流を支えてきた多くの地域商工業者が経営悪化に直面している。そうした事業者を応援するため、クラウドファンディングを活用する動きが活性化しており、各地の商工会議所においても多額の支援金を募る等、地域の需要喚起に資する取り組みが展開されている。

寄附型クラウドファンディングにおいては、寄付金控除・寄附金特別控除を受けることができるが、プロジェクト実施者が国・地方公共団体や認定 NPO 法人である場合に限られる。地域の活性化や需要喚起に資するといったプロジェクトの趣旨に着目し、寄付金控除等の対象を拡充すべきである。

(3) 内需拡大に資する住宅関連税制の拡充

内需拡大に向けては、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起すべきであり、加えて、2050年カーボンニュートラル達成へのさらなる貢献を目指し、住宅・建築物ともに「省エネ性能が高く、脱炭素につながる新規良質ストック」の供給に向けた必要な対策および「省エネ性能の劣る数多くの既存ストック」への対策を講じることが極めて重要である。

そこで、住宅関連税制等について、以下の措置を講じるべきである。

① 住宅ローン減税の延長・拡充

内需の柱である住宅投資の活性化に向け、新築住宅に対する住宅ローン減税について、「一般住宅等の控除限度額および控除期間」を延長すべきである。

また、先進的な高い環境性能を有する住宅の初期負担軽減等、取得促進のための支援措置を講じるべきである。

② 住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の延長・拡充

若年層の住宅資金への支援を行う観点から、住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置は、非課税限度額を拡充のうえ延長するとともに、相続時精算課税の選択の特例についても延長すべきである。

③ 新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の延長

住宅取得者の初期負担を軽減する制度として長きにわたり定着している制度であり、良好な住宅ストックの形成を図る観点から、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置を延長すべきである。

④ 居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例措置、居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例措置、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例措置を延長すべきである。

⑤ 住宅の登録免許税の軽減措置の延長

不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用家屋における所有権の保存登記、移転登記、抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すべきである。

⑥ 住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の土地取得から新築までの期間要件の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置を延長すべきである。

（4）民間投資を喚起する国家戦略特区等の税制措置の延長

国家戦略特区は、2014年5月に東京圏、関西圏等6区域が指定されて以降、現在10区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化等の取り組みが進められている。また、国際総合戦略特区税制は、特区指定地域の都道府県や政令指定都市による事業者認定となっている等、地域の実情に応じて適用が図れること等から、多くの事業者が活用し、地域の潜在力強化に大きく寄与している。

このため、「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」に向け、民間投資を喚起する現行の措置を継続するとともに、新たに、固定資産税・都市計画税の減免措置も講じるべきである。

(5) 民間のまちづくり意欲を引き出す税制措置

① 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出に資する税制措置（ウォーカーブル推進税制）の延長等

感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりを推進する観点から、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の固定資産税等の軽減措置を延長等すべきである。

② まちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置の創設

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベント等の事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るとともに、まちづくり会社等の事業理念に共感し出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

(6) 所有者不明土地等の発生抑制および利活用促進のための税制措置

少子高齢化・都心部への人口流出等による土地所有意識の希薄化等により全国的に増加している所有者不明土地や管理不全土地、低未利用地は、環境悪化や災害の復旧復興事業、民間の土地取引の支障の要因となる等、国民経済に著しい損失を生じさせており、その解決は喫緊の課題となっている。この課題に対応するために、所有者不明土地等の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充のほか、所有者不明土地の発生抑制につながる、管理不全土地や低未利用土地の適正管理・利活用を図る仕組みが必要である。

これらの仕組みが円滑に動くためには、制度に係る税制特例措置によるインセンティブの付与が必要不可欠と考えることから、以下を要望する。

① ランドバンクによる一時的な土地等取得に対する税の軽減

所有者不明土地の発生抑制のためにランドバンク（※）が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

※自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。1970年代からアメリカで広がりを見せていたが、2008年の金融危機後、さらに増加している。日本では2013年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴びている。

② 地域福利増進事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得税率等の軽減

所有者不明土地において実施される地域福利増進事業の対象事業を拡充すべきである。そのうえで、地域福利増進事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得税率等の軽減措置および地域福利増進事業の用に供する土地・償却資産に係

る固定資産税等の軽減措置について、拡充された事業においても確実に措置すべきである。

③ 所有者不明土地の発生防止に資する特例措置の延長

所有者不明土地は、民間主導のまちづくりを進めるうえで障害となっているが、その発生を防止するための相続登記の促進策として、相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置が講じられているところである。

登記に係る経済的負担を軽減し、引き続き相続登記を促進するため、当該措置については延長すべきである。

④ 所有者不明土地・建物の解消に向けた不動産登記法の見直し（相続登記等の申請の義務化、新たな職権的登記の創設等）を踏まえた特例措置の創設

2021年4月に所有者不明土地・建物の解消に向けた不動産登記法等の改正法が成立・公布されたところ、この改正法では、相続登記等や法人の本店所在地等の変更登記の申請が義務化されるとともに、新たな職権的登記として、相続人申告登記のほか、登記官が職権により法人の本店所在地等の変更登記や会社法人等番号を追加する旨の変更登記をする仕組みが創設されている。

これらの方策による所有者不明土地・建物の解消を通じて経済取引の円滑化を促進するため、新たな職権的登記に対する登録免許税の免税措置とともに、土地・建物の相続登記に対する登録免許税についても、前項の措置の抜本的拡充を含めたさらなる負担軽減措置を講じるべきである。

⑤ 都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長

地方都市をはじめとした多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じている。

低未利用地の集約等による利用促進の観点から、「立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置」や「低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置」を延長すべきである。

⑥ 空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（10年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

(7) 防災・減災対策を促す税制措置の創設

中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのBCP策定等防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与することを検討すべきである。

また、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

(8) 工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長

工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税については、不動産の建設・流通過程の多段階にわたり課税され、最終的には工場建設の施主となる中小企業、戸建て住宅等を購入する個人等のエンドユーザーに転嫁される。このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要があることから、印紙税に係る特例措置を延長すべきである。

(9) 不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成16年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得に係る土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止等、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(10) PFI事業における固定資産税等の特例措置の拡充

民間の資金・ノウハウを活用するPFI事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、BOT方式(※)で整備される公共施設等の固定資産税等を非課税とするとともに、利用料金等を収受して運営される施設等もその対象に追加すべきである。

※Build Operate and Transfer、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に公共へ施設所有権を移転する方式

(11) 民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長

民間の創意工夫や資金調達能力がより発揮できる、利用料金を徴収するPFI事業の推進においては、民間資金等活用事業推進機構(以下、PFI推進機構)による支援が必要である。PFI推進機構がPFI事業へのリスクマネーの出融資を行うためには十分な財務基盤を有していることが必要であり、PFI推進機構の税負担を軽減させることが不可欠である。

このため、PFI推進機構に係る法人事業税について、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例措置をPFI推進機構の業務完了により解散するまでの期間に延長すべきである。

(12) まちづくりの重要な担い手である芸術文化、スポーツ関連施設に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手であるが、コロナ禍によるイベント自粛や入場数制限等により経営が悪化し、存続の危機に瀕している。民間が所有する文化施設の事業継続を支援するため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

(13) 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

(14) 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取り組みを後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

(15) 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国 515 商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。また、コロナ禍においては、行政等からの要請を受け、困窮する中小企業等を対象に、各地域で感染拡大防止と社会経済活動を両立していくためのワクチンの共同接種を行っているところである。

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいては、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されたが、今後も大規模な災害や感染症の発生が予測されるなか、商工会議所等が行う地域経済社会の復旧・復興、福祉の増進に資する公益目的事業への寄附金については、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業等新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

(16) 複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し

自動車税制を簡素化・負担軽減の観点から抜本的に見直すとともに、道路整備等の受

益と税負担の関係の再構築と 2050 年カーボンニュートラル目標の実現を含め、新たなモビリティ社会にふさわしい税体系を実現すべきである。

(17) 電動車の普及加速に向けた税制措置の創設

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、電動車・電動二輪車に対する免税措置のほか、充電インフラや水素ステーションの設置促進に向けた設備に係る固定資産税の免税措置を講じるべきである。

3. 人材の確保・定着

(1) 新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制措置の創設

国が提唱する働き方改革を踏まえ従業員の労働時間を削減しつつ、新事業展開等による収益力の拡大や付加価値の向上を図るためには、人材に対する投資を積極的に行うことが重要であるが、近年、企業の教育訓練費は減少している。

このため、新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制優遇措置を創設し、中小企業の積極的な人材投資を後押しすべきである。

また、人材の能力開発には、個人が自発的に自己研鑽に取り組むことも重要であることから、社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用について、給与所得者の特定支出控除の適用基準を緩和すべきである。

(2) 私的年金の普及・拡大

① 企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

高齢化が進展するなか、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額 5.5 万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

② 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

③ 「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）」の拠出限度額の引上げ

「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）」における拠出限度額は月額 2.3 万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。

とりわけ iDeCo プラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生充実を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額にし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

4. 中小企業の国際化支援

(1) 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5%分が相殺され 95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(2) 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明な PE 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

(3) 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の 3 年から米国並みの 10 年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(4) 海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化するなか、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の適用期限を延長すべきである。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違い等に直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも 1 年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

Ⅲ. 消費税インボイス制度への対応等

1. 消費税インボイス制度の導入凍結および中小企業のデジタル化促進

(1) インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、2023年10月から導入予定となっているが、仮に同制度が導入された場合、免税事業者（約500万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替・改修、受け取った請求書等に登録番号があるかの確認、仕入先が免税事業者かどうかの確認、自社が発行する請求書等の保存、端数処理のルール変更等、事業者にとって多大な負担が生じることになる。

また、こうした状況を踏まえ、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、2019年10月の軽減税率制度導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じると規定されているが、コロナ禍の影響により、これまで政府においてこうした検証は行われていない。

他方、足元では、コロナ禍で多くの中小企業が過剰債務を抱え、経営の立て直しを余儀なくされている。加えて今後、最低賃金の大幅な引上げ等も見込まれ、事業継続・雇用維持にこれまで以上に注力する必要がある、制度導入に向けた準備に取りかけられる状況にはない。また、制度導入により行政側の徴税コストが増加する懸念もある。

こうしたコロナ禍の影響等を踏まえ、インボイス制度の導入は当分の間、凍結すべきである。

(2) インボイス制度凍結の間、中小企業のバックオフィス業務のデジタル化を大胆に促進すべき

インボイス制度が導入された場合、事業者は、請求書の様式変更、受け取った請求書等の記載内容の確認、自社が発行する請求書等の保存等、これまでの業務に加え、新たな業務を行う必要がある。こうした事務負担の増加はわが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。

一方、政府におけるデジタル庁の創設や押印義務の原則廃止、電子帳簿保存法の大幅な要件緩和等、デジタル化を大胆に進めるなか、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの普及等、帳簿・申告等バックオフィス業務のデジタル化に取り組みやすい環境が整備されつつある。また、大企業におけるテレワークの普及でビジネスプロセス全体のデジタル化が急速に進んでおり、中小企業も対応が不可避の状況となっている。

こうした状況を踏まえ、インボイス制度凍結の間、青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充や電子帳簿保存法の普及・活用推進とともに、売上拡大・競争力強化に向けたデジタル化により、結果的に制度変更等に対応できるような取り組み促進や支援体制構築等に対する予算措置を講じる等、中小企業のバックオフィス業務のデジタル化を大胆に促進すべきである。

2. 消費税制度の見直し

(1) 軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき

商工会議所はかねてから、軽減税率制度は社会保障財源を毀損することや、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。

こうしたなか、軽減税率制度は2019年10月に導入されたが、事業者や税理士等からは依然として単一税率に戻すべきとの声が根強くあがっている。

こうしたことを踏まえ、軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべきである。なお、必要な低所得者対策は、マイナンバーの利活用による給付措置により行うべきであり、対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきではない。

(2) 消費税の滞納防止、事業者の経理事務負担の軽減措置

- ① 中間納付制度について税理士・事業者への周知徹底、課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設による消費税の滞納防止
- ② 「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上上の処理の差異の解消

(3) 消費税の非課税取引における事業者負担の軽減措置

福祉車両販売や住宅貸付等の仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、全額仕入税額控除を認める措置の対象拡大等事業者負担の軽減措置が必要である。

IV. 円滑な事業承継の実現に資する税制

1. 事業承継税制の利用促進に向けた制度の改善

平成30年度税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、利用者からは高く評価されているものの、かねてより中小企業からは、事業承継税制の適用要件の緩和、申告手続きや各種届出の簡素化、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられ、また税理士等の専門家からは、抜本拡充前の一般措置と特例措置の統合等、法令の簡素化を求める声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、同税制については以下のとおり見直す必要がある。

(1) 特例承継計画の提出期限（2023年3月末）の延長

コロナ禍の影響が長期化するなか、特例承継計画の申請件数は伸び悩んでおり、商工会議所の調査においても、コロナ禍で売上が減少している中小企業ほど事業承継時期を先送りする傾向がみられている。

このため、中小企業がコロナ禍からの再生に注力し、後継者に安心して事業を承継できるよう、少なくとも、特例承継計画の提出期限（2023年3月末）は延長すべきである。

（2）申請手続きの緩和

① 災害発生時における認定申請期間の延長規定の明確化

災害発生等のやむを得ない事情があると認められる場合、その事情を記載した書類をあわせて提出することで提出期限内に提出されたものとみなす規定があるものの、実務上はその都度、都道府県の窓口で相談することとなっている。法省令等で「事業承継税制に係る相続税又は贈与税の申告期限が延長された場合は、その延長後の申告期限の2カ月前の日をもって、都道府県知事への認定申請期限とする」等の規定を設けるべきである。

② 都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化

5年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を1箇所にするべきである。

（3）制度適用対象の拡大

① 外国子会社株式の対象化

グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国会社株式を対象とするべきである。

② 経営承継円滑化法における雇用維持要件の撤廃

平成30年度税制改正において事業承継税制の適用を受けた中小企業に対する雇用確保要件が弾力化されたことから、経営承継円滑化法においても、贈与の日から贈与認定申請基準日までの雇用維持要件および相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すべきである。

（4）制度適用後の不安解消

① 書類提出の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

② 自社株贈与時に一般措置を利用した者に対する、相続発生時における特例措置への切り替えの容認

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：100%、相続税：80%）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

③ みなし相続時における後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族内筆頭株主要件）の撤廃

贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内（原則として贈与税納税猶予適用後5年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められているが、経営贈与承継期間の経過後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡した場合、相続税の納税猶予を適用（みなし相続）する際の後継者要件として、贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

経営贈与承継期間の経過後、次世代経営者を育成するため、代表権を次の後継者に譲っていたり、あるいは同族関係者内における相続の発生等により株主構成割合が変わっていたりする可能性があるが、事業承継税制の趣旨が「中小企業の事業の継続による雇用の確保を通じた、地域経済の活力維持」であることを勘案すると、贈与税納税猶予適用後5年経過後においても事業が継続されていれば、その趣旨は達成されており、安定的な事業継続の基盤も確立されている。また課税の公平性の観点からも、事業承継税制の適用を受けた非上場株式の保有を続けていることから、特段の問題は生じないものと考えられる。

このため、贈与税納税猶予適用後5年経過後に相続が発生した場合において、後継者が相続税の納税猶予制度を適用（みなし相続）する際の後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

④ 納税猶予適用後5年間における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税および相続税の納税猶予における経営贈与承継期間内および経営承継期間内（原則として納税猶予適用後5年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、納税猶予適用後5年間における納税猶予の取り消し事由から撤廃すべきである。

⑤ 事業所等の建物を売却して買換える場合等に、特定資産買換えの圧縮記帳が認められる期間において、引き続き認定承継会社として扱うことを認めること

平成31年度税制改正において、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。

事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で資産保有型会社に該当する可能性があり、6月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社として扱うことを認めるべきである。

⑥ 資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

(5) 事業承継税制のさらなる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

2. 事業承継の円滑化に資する税制措置

(1) 贈与税の暦年課税制度の維持

贈与税の暦年課税制度は、若年世代への早期の資産移転を促すことで、事業を承継する者に対して早くから経営者としての自覚を醸成し、経営者としての能力を育成するため、多くの中小企業で長らく活用されてきた制度である。中小企業が事業承継を行う方策の選択肢を確保する観点からも、同制度は引き続き維持すべきである。

(2) 経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し

特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者1人に限定されたままである。

特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件に

についても見直しを検討すべきである。

(3) 相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用

現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

(4) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

(5) 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減

事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

(6) 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

(7) 分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難となっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するため株式の相続税評価が高額となり、当該株主に係る相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小すべきである。

(8) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

- ① 都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
- ② 純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ③ 評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長10年以内に制限すべき
- ④ 評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前3カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後3カ月間（あるいは5カ月間）の株価変動を斟酌すべき
- ⑤ 土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき
- ⑥ コロナ禍における評価会社の業績悪化等の後発事象を反映させるよう、純資産価額の算式に特例措置を導入すべき

(9) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、配当還元方式の適用を拡大する等、抜本的に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

V. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

1. デジタル化への環境整備

(1) 小規模事業者の電子帳簿促進のためのインセンティブ措置の拡充

日本商工会議所が 2020 年 6 月に実施した調査（中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査）では、小規模な企業ほど、帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高く、特に売上高 1 千万円以下では約半数（51.3%）を占めている。

帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等経営面からもメリットが大きい。加えて、今般のコロナ対応において、融資や助成金等の申請に際し、会計ソフトを導入していたことでタイムリーに月次決算や試算表を作成・提出できたといった効果も確認された。また、電子取引（EDI）の普及に向けても、中小企業の取引先である小規模事業者が帳簿や証憑書類を電子化していることが不可欠となる。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与する。

令和 3 年度税制改正において、電子帳簿等保存制度の大幅な要件緩和が行われ、小規模事業者の電子帳簿導入のためのハードルは大きく下がったが、電子帳簿のさらなる促進のため、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置のさらなる拡充等、帳簿や証憑書類の電子化に取り組む小規模事業者へのインセンティブ措置を講じるべきである。

(2) 電子申告・電子納税等行政手続きのデジタル化の推進

デジタル庁が創設され、デジタル社会実現に向けて強力な総合調整機能としての役割が期待されるなか、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

① e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単に PDF 化した申請書類をホームページに掲載したりするだけにとどまっているケースがある。

このため、e-Tax と eLTAX の統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

② 給与明細・源泉徴収票の電子化（電子化に向けた本人同意の廃止）

コロナ禍により、企業のテレワークが進むなか、給与明細・源泉徴収票を適切なタイミングで書面にて交付することは困難となっている。また、書面による交付は事務作業が多く、生産性向上の観点からも電子化を促進すべきである。

所得税法において、給与明細・源泉徴収票を電磁的方法により提供する場合は、給与等の支払を受ける者の承諾を得る必要があるが、一部の者が電子化に同意しない場合は紙と電子が混在することになり、業務効率化を阻害することが懸念される。このため、電子化に向けた本人同意要件については、廃止すべきである。

③ 大幅な要件緩和が行われた電子帳簿保存法の周知・PR

経理業務のデジタル化による企業の生産性向上および記帳水準の向上等に資するため、令和3年度税制改正において、税務署の事前承認の廃止やスキャナ保存の定期検査要件の廃止（スキャン後すぐの原本破棄を認める）等、電子帳簿保存法の大規模な要件緩和が行われたところである。

中小企業における経理事務のデジタル化を促すため、同法の積極的な周知を行う必要がある。

2. 納税環境整備・納税協力負担の軽減

（1）行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。一方で、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

中小企業の納税協力負担の軽減および行政の効率化による社会全体での生産性向上に向けて、以下の措置を講じるべきである。

① 地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想されるなか、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務にとどまっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すべきである。

② 納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利

便性向上等において検討すべきである。

③ 国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・ 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・ 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

④ 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

(2) 納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする
- ② 不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する

(3) 青色申告の個人事業主に対するインセンティブの拡充

適正な税務申告を確保するには、正規の簿記の原則に基づいた帳簿を作成することが重要であるが、法人の青色申告率はほぼ100%である一方、個人事業者の青色申告率は6割程度にとどまっている。

このため、個人事業主の青色申告率の向上に向け、青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（3年間）を延長する等、青色申告者に対するインセンティブを拡充すべきである。

(4) 租税教育と簿記・会計教育の実施

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育を実施すべきである。

また、正しい納税のためには、簿記・会計の知識も欠かせない。若いうちから会計リテラシーを身に付けてもらうため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、簿記・会計教育を行うべきである。

3. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(1) 中小企業の負担増に繋がり、成長を阻害するような炭素税等のカーボンプライシングの導入には反対

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、国家プロジェクトとしての革新的な技術開発によるブレークスルーを図るとともに、地域や中小企業がどう取り組むかの道筋を示し、それぞれの成長に資する形での環境整備を整えていく必要がある。

わが国では、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税等、国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。こうしたなか、さらなる負担増に繋がる炭素税等のカーボンプライシングを導入すると、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、エネルギー使用量削減に資する設備更新や技術開発が阻害され、また、企業のイノベーション投資を抑制することから、長期戦略で提示されたビジネス主導による非連続なイノベーションの実現に大きな障害となる可能性が高い。さらに、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招くとともに、国際的なイコールフットディングが確保されていなければ、世界全体でのCO2排出削減につながらないおそれもある。

また、長引くコロナ禍で、多くの中小企業が経営の立て直しを余儀なくされており、今後、最低賃金の大幅な引上げ等も見込まれるなかで、人件費や家賃等とともに、固定的経費であるエネルギーコストの増加の経営に与える影響は極めて大きく、経営者の心が折れ、いつ倒産や廃業が急増してもおかしくない。

こうした観点から、中小企業の負担増に繋がり、成長を阻害するような炭素税等のカーボンプライシングの導入には反対である。中小企業の実質負担が増えないような措置が不可欠である。

(2) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員が住所のある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば

対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等寄附行為が増加するなかで、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体での ICT 化の推進・納税環境整備が不可欠である。

(3) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収されるなかにあつて、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

(4) 時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(5) 中小企業への留保金課税の適用拡大には断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金を中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金 1 億円超の同族会社に対しても廃止すべき

である。

(6) 外形標準課税の中小企業への適用拡大には、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持・創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約7割、損益分岐点比率が約8割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人169万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成30年度税制改正において、中小ガス事業者の一部については規制料金分野以外で取扱いが見直された。また、令和2年度税制改正において、電気供給業のうち、発電・小売事業（新規参入者を含む）については、特殊な課税方式が適用されることとなった。

しかしながら、小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、見直しは一部にとどまり不公平な取り扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

(7) 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

(8) 地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約17%を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の用途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

(9) リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016年に国際会計基準(IFRS)および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会(ASBJ)は、リースに関する会計基準とIFRS等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はIFRSの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

(10) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

外国人労働者の新たな在留資格制度(特定技能)の創設により、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化(残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等)を求める意見が示されている。

特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。

こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応すべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

VI. 女性の活躍促進、子育て世代への支援拡充に資する税制等

(1) 第3号被保険者制度の抜本的見直し

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという、昔ながらの雇用・家族形態を標準モデルとしてきているが、現在は、そのような標準モデルより共働き世帯が多数となる等、働き方や家族のあり方が大きく変化している。

また、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる 130 万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

こうした状況を踏まえ、また、働く女性との公平性を確保するため、第 3 号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

（２）公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税率 10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。

平成 30 年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が 1,000 万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

（３）事業主拠出金の安易な使途拡大や料率引上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、保険料の負担増等への対応を迫られているなかで、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討するとともに、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度等、企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

（４）所得控除制度の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収 300 万円～400 万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべ

きである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

VII. 国際的な法人税の見直しへの対応

経済のグローバル化およびデジタル化の進展に伴う国際的な租税回避行為への対抗措置として、国際的な法人税の見直しが協議され、2021年7月にはOECD加盟国を含む130カ国・地域が新たな法人課税ルールに大枠合意し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議で承認されたところである。

今後、国内での法制化に向けた検討が行われるが、検討に際しては、コロナ禍克服に向けて海外展開に活路を見出そうとする中小企業等に影響がおよばないように、十分配慮する必要がある。

VIII. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）を拡充すること。
- (3) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買換え特例を拡充すること。

2. 資産税関係

- (1) 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度を恒久化すること。
- (2) 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度を恒久化すること。
- (3) 死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額を拡充すること。

3. 地方税関係

- (1) ふるさと納税制度は、着実に地方創生の促進に寄与している。国は引き続き、ふるさと納税制度の健全な発展を推進すること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引き上げること。
- (2) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置を延長すること。

以 上